

〔令和4年9月8日
広島県健康福祉局薬務課〕

下線部：前回から追加及び修正

1 対象医療機関の要件

○ 次の（１）及び（２）を満たす医療機関

（１）本剤は国が無償で譲渡し、手技料等については自己負担となりますが、本剤の投与が対象者にとって過度な負担にならないことを目的として、投与時の自己負担分の徴収金額を 3,100 円（税込）（※）以下とすることに協力をいただけること。

※ 診療報酬の点数のうち、初診料が 288 点、注射実施料（皮内、皮下及び筋肉内注射）が 22 点であることを参考

（２）都道府県による対象医療機関の公表に同意すること。

2 投与対象者の要件（11歳以下の小児は対象外）

○ 発症抑制を目的として投与を希望し、次の（１）及び（２）を満たす者

※ 添付文書における効能・効果は「SARS-CoV-2による感染症及びその発症抑制」とありますが、供給量が限られていることや、治療については他の使用可能な薬剤があることから、発症抑制目的での投与に限って薬剤が供給されます。

（１）SARS-CoV-2による感染症に対するワクチン接種が推奨されない者又は免疫機能低下等により SARS-CoV-2による感染症に対するワクチン接種で十分な免疫応答が得られない可能性がある者に投与すること。具体的には、次のいずれかに該当する者とされる。

- ・抗体産生不全あるいは複合免疫不全を呈する原発性免疫不全症の患者
- ・B細胞枯渇療法（リツキシマブ等）を受けてから1年以内の患者
- ・ブルトン型チロシンキナーゼ阻害薬を投与されている患者
- ・キメラ抗原受容体T細胞レシピエント
- ・慢性移植片対宿主病を患っている、又は別の適応症のために免疫抑制薬を服用している造血細胞移植後のレシピエント
- ・積極的な治療を受けている血液悪性
- ・固形臓器移植（肺移植以外）を受けてから1年以内の患者
- ・急性拒絶反応でT細胞又はB細胞枯渇剤による治療を最近受けた固形臓器移植レシピエント
- ・CD4Tリンパ球細胞数が50cells/ μ L未満の未治療のHIV患者

（２）SARS-CoV-2による感染症患者の同居家族又は共同生活者等の濃厚接触者ではない者に投与すること。なお、SARS-CoV-2による感染症患者の同居家族又は共同生活者等の濃厚接触者における有効性は示されていない。

3 対象医療機関の登録方法

（１）広島県ホームページの申請フォームに必要な事項を入力し、申し出る。

県は、「申出のあった医療機関リスト」を厚生労働省に提出する。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/ques/questionnaire.php?openid=2467>



（２）後日、医療機関宛てにエバシールド登録センターから送信される登録フォームから登録を完了させる。

（３）実際に投与対象者が発生した場合は、投与分を都度発注する（在庫配置なし）。